

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

令和元年 9 月 30 日

月 曜 日

号 外(4)

目 次

告 示

○富山県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める使用料及び手数料についての一部改正

1

○道路の供用開始

2

○保安林の指定予定

正 誤

○令和元年 9 月 20 日付け第 4546 号付け告示

4

告 示

富山県告示第 395 号

富山県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める使用料及び手数料についての一部改正について

富山県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める使用料及び手数料について（昭和 51 年富山県告示第 313 号）の一部を次のように改正し、令和元年 10 月 1 日から施行する。

令和元年 9 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

4 の表産科診療料の項中「 114,480 円」を「 116,600 円」に改め、同表遺伝子検査料の項中「 147,960 円」を「 150,700 円」に、「 137,160 円」を「 139,700 円」に、「 72,360 円」を「 73,700 円」に、「 29,160 円」を「 29,700 円」に、「 39,960 円」を「 40,700 円」に改める。

(医 務 課)

富山県告示第396号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において9月30日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和元年9月30日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 金山古黒部 線	下新川郡朝日町窪田 243番4から 下新川郡朝日町窪田 376番3まで	令和元年10月1日	入善土木 事務所

富山県告示第397号

保安林の指定予定について

次のとおり保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

令和元年9月30日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

富山県魚津市小川寺字赤岩602の5、602の6、字川内1490、1490の2、1492から1494まで、1499から1505まで、1505の2、1506から1508まで、1509の1、1510から1512まで、1514

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び魚津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第398号

保安林の指定予定について

次のとおり保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

令和元年9月30日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

富山県下新川郡入善町東五十里468から470まで、八幡327から331まで、333、334、335の1、335の2、336、337

2 指定の目的

潮害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び入善町役場に備え置いて縦覧に供する。)

